品川区告示第497号

高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書公示送達

高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書を送付したところ、納付義務者の住所等が不明のため。

WU　XIEFENG　吴　燮鳳　　ほか8名

について返送され必要と認められる調査をしても送付できないので、高齢者の医療の確保に関する法律第１１２条の規定により準用される地方税法第２０条の2により告示する。

なお、当該書類は区長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和　8年　11月　6日

品川区長　森澤　恭子

dfec8c4a-41d2-4661-9e3f-780605168cf4

公　示　一　覧

No.	納付義務者	件名	備考
1	ＷＵ　ＸＩＥＦＥＮＧ　吴　燮鳳	高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書	
2	石井　高男　　代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書	
3	関口　宏二　　代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書	
4	西澤　功　　代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書	
5	松山　早苗　　代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書	
6	頓宮　美榮子　　代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書	
7	實藤　恒子　　代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書	
8	岡田　三郎　　代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書	
9	久保寺　清治　　代表相続人	高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条に基づく通知書	

dfec8c4a-41d2-4661-9e3f-780605168cf4